

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん対策・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等における緩和ケア研修会について

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)において、「国及び拠点病院等は、(中略)基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組む」こととされており、これに基づき、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について」(平成29年12月1日付け健発第1201第2号厚生労働省健康局長通知。)及び「がん診療連携拠点病院等の整備指針について」(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知。以下「整備指針」という。)にて、緩和ケアに関する研修の実施等について定めているところです。

今般、整備指針における緩和ケアに関する研修の対象者及び開催について、別添のように定め、平成31(2019)年9月1日より適用することとしたので、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「がん診療連携拠点病院における緩和ケア研修完了計画書策定等について」(平成27年3月12日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課事務連絡)は、平成31年8月31日をもって廃止します。